

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和7年4月16日（令和7年（行情）諮問第454号）及び同年7月15日（同第809号）

答申日：令和8年4月17日（令和8年度（行情）答申第37号及び同第39号）

事件名：特定部署間で送受信された電子メール等の不開示決定に関する件
電話聴取書等が保管されている行政文書ファイル（特定刑事施設保有）
の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる2文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年5月23日付け東管発第2924号及び同第2923号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1（諮問第454号）の関係

原処分1は違法、不当である。

（2）原処分2（諮問第809号）の関係

原処分2は違法、不当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1（諮問第454号）の関係

（1）諮問第454号に係る審査請求は、審査請求人が令和5年3月8日受付行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書1」という。）により、本件対象文書1の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行い、これを受けた処分庁が、同年5月23日、本件開示請求書1について、形式上の不備（行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載がないこと）があり、相当の期間を定めて補正

を求めたが、当該期間を経過しても補正されなかったとして、不開示決定（原処分1）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分1の取消しを求めていることから、以下、原処分1の妥当性について検討する。

(2) 原処分1に至るまでの経緯について

ア 審査請求人は、処分庁に対し、上記(1)のとおり本件開示請求1を行った。

イ 処分庁は、本件開示請求1を受け、令和5年3月17日付け「行政文書開示請求について（求補正）」と題する書面（以下「求補正書1」という。）により、審査請求人に対し、本件対象文書1の作成及び取得時期の特定並びに本件対象文書1の趣旨の詳細な内容が判然としないことから、当該事項を明確にするよう補正を求めた。

ウ 審査請求人は、処分庁に対し、令和5年3月29日受付「行政文書開示請求について（回答）」と題する書面により、要するに、本件開示請求1の目的は訴訟における証拠資料としての使用等が目的であり、本件対象文書1が広範となるほか、本件対象文書1の情報を把握していないことから、求補正書1に対する意思表示はできない旨の回答をした。

エ 処分庁は、審査請求人に対し、令和5年4月18日付け「行政文書開示請求について（求補正2）」と題する書面（以下「求補正書2」という。）により、本件対象文書1が広範であることから、本件対象文書1を特定することができない旨通知するとともに、本件対象文書1を特定するに足りる事項について回答するように再度補正を求めた。

オ さらに、処分庁は、審査請求人から求補正書2に対する回答がなかったことから、審査請求人に対し、令和5年5月9日付け「行政文書開示請求について（求補正3）」と題する書面（以下「求補正書3」という。）により、本件対象文書1を特定するに足りる事項について、同月23日までに回答するように補正を求めるとともに、回答期限までに回答がない場合には、行政文書開示請求書の形式上の不備により行政文書不開示決定を行う旨を通知した。

カ 審査請求人から求補正書3に対する回答がなかったことから、令和5年5月23日、処分庁は原処分1を行った。

(3) 原処分1の妥当性について

ア 法4条2項の「形式上の不備」とは、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため文書が特定できない場合などと解されている。

イ 原処分1に至るまでの経緯は上記(2)のとおりであるところ、処分庁は、法4条2項の規定に基づき、審査請求人に対して、本件対象

文書1の作成又は取得の時期等の本件開示請求書1の形式上の不備を補正するように繰り返し求めたが、審査請求人から十分な補正はなされなかったことから、原処分1を行っており、その手続に違法又は不当な点はない。

- (4) 以上のことから、処分庁が、審査請求人に対し、本件対象文書1を特定するに足りる事項について繰り返し補正を求めたものの、十分な補正がされなかったことから、本件開示請求書1には形式上の不備（行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載がないこと）があり、これを相当の期間内に補正しないものとして行った原処分1は妥当である。

2 原処分2（諮問第809号）の関係

- (1) 諮問第809号に係る審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和5年2月8日受付行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書2」という。）により、本件対象文書2の開示請求（以下「本件開示請求2」といい、本件開示請求1と併せて「本件開示請求」という。）を行い、これを受けた処分庁が、本件開示請求書2について、形式上の不備（行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載がないこと）があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、当該期間を経過しても補正されなかったとして、不開示決定（原処分2）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分2の取消しを求めていることから、以下、原処分2の妥当性について検討する。

(2) 原処分2に至るまでの経緯について

ア 審査請求人は、処分庁に対し、上記(1)のとおり本件開示請求2を行った。

イ 処分庁は、令和5年2月24日付け求補正書をもって、審査請求人に対し、本件対象文書2は、特定刑事施設が保有する1つの行政文書ファイルのみに保存されておらず、特定刑事施設が保有する膨大な行政文書ファイルの中から探索等を行うこととなり、本件対象文書2を特定することは困難であるとして、より具体的な事項を回答するよう補正を求めた。

ウ 審査請求人は、令和5年3月8日受付回答書（以下、単に「回答書」という。）をもって、処分庁に対し、本件対象文書2について、大分類を「庶務」とする行政文書ファイルに保存されている行政文書に限定する旨補正するとともに、本件対象文書2の行政文書ファイルの名称について情報提供を求めた。

エ 処分庁は、令和5年4月18日付け求補正書（以下「求補正書4」という。）をもって、審査請求人に対し、上記ウの回答では、なおも本件対象文書2が広範であるとして、本件対象文書2を特定するに足

りる事項について再度補正するよう求めた上で、本件対象文書2に該当しうる行政文書ファイルについて情報提供を行った。

オ 処分庁は、審査請求人から求補正書4に対する回答がなかったことから、令和5年5月9日付け求補正書（以下「求補正書5」という。）をもって、求補正書4と同様の求補正及び情報提供を行った上で、回答期限までに回答がない場合には、行政文書開示請求書の形式不備（原文ママ）により行政文書不開示決定を行う旨を通知した。

カ 処分庁は、審査請求人から求補正書5に対する回答がなかったことから、原処分2を行った。

(3) 原処分2の妥当性について

ア 上記1(3)アと同旨。

イ 原処分2に至るまでの経緯は上記(2)のとおりであるところ、処分庁は、法4条2項の規定に基づき、審査請求人に対して本件開示請求書2の形式上の不備を補正するように繰り返し求めたが、審査請求人から十分な補正はなされなかったことから、原処分2を行ったものであり、その手続に違法又は不当な点はない。

ウ なお、本件対象文書2は、特定年度の特定刑事施設が保有する、同刑事施設の内部の打合せ又は外部との打合せ等が記録された行政文書（以下「打合せ等記録文書」という。）のうち、保存されている行政文書ファイルの大分類を「庶務」とするものと解されるが、行政文書ファイルの大分類を「庶務」に限定したとしても、打合せ等記録文書は、多くの行政文書ファイル内に保存されうる文書であり、その探索範囲は膨大であることから、審査請求人が対象となる行政文書ファイルの大分類を「庶務」に限定したものの、なおも、処分庁は、特定に足りる事項の記載がないと判断したことは妥当である。

(4) 以上のことから、処分庁が、審査請求人に対し、本件対象文書2を特定するに足りる事項について繰り返し補正を求めたものの、十分な補正がされなかったことから、本件開示請求書2には形式上の不備（行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載がないこと）があり、これを相当の期間内に補正しないものとして行った原処分2は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年4月16日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第454号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年7月15日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第8

09号)

- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同年8月1日 審議（同上）
- ⑥ 令和8年4月10日 令和7年（行情）諮問第454号及び同第809号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、形式上の不備（行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載がないこと）があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、当該期間を経過しても補正されなかったとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会において、各諮問書に添付された資料を確認したところ、本件各開示請求から原処分に至るまでの間に、処分庁が審査請求人に対して行った求補正及びこれに対する回答の経緯等は、おおむね上記第3の1(2)及び同2(2)のとおりであると認められる。

(2) 原処分1の妥当性について

ア 諮問庁は、原処分1の妥当性について、上記第3の1(3)のとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、以下のとおり補足して説明する。

(ア) 本件開示請求書1の請求文言（別紙の1）には、行政文書の作成及び取得時期、「送受信された電子メール」に係る送受信先の具体的な範囲（いわゆる一斉送信のメールを含むか否か）並びに記録されている情報の概要その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されておらず、仮に文書を探索するとしても、当該請求文言のみでは、開示請求時点に東京矯正管区において保有している全ての行政文書の内容を逐一確認しなければならなかった。

(イ) したがって、処分庁は、本件開示請求書1には形式上の不備があると判断し、開示請求者に対して複数回、請求の趣旨が広範であることから行政文書を特定するに足りる事項を記載するよう補正を求めたものの、開示請求者から、本件対象文書1を具体的に特定し得る回答は得られなかったことから、原処分1を行った。

イ これを検討するに、本件開示請求書1の請求文言は、要するに、東京矯正管区特定部署の職員と特定刑事施設の職員との間で送受信され

た電子メール等を対象としているものの、当該電子メール等の作成及び取得時期並びに具体的内容等に係る記載はないことからすると、当該請求文言のみでは、本件対象文書1を他の行政文書から識別することができず、開示請求時点で東京矯正管区において保有している全ての行政文書の内容を逐一確認しなければならないとする諮問庁の上記ア（ア）の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 開示請求書に記載を求められる「行政文書を特定するに足りる事項」（法4条1項2号）の記載として、開示請求者は、少なくとも、請求する行政文書の具体的な分野を特定すること等により、開示を求める文書自体を識別し得る事項を明らかにする必要があると解すべきところ、本件開示請求書1における本件対象文書1の記載では、いかなる文書の開示を求めるのかを識別し得る事項が示されていないから、請求の対象となる文書の特定が不十分という形式上の不備があると認められる。そうすると、処分庁において、上記（1）において認定した求補正（上記第3の1（2））を行ったことに不適切な点は認められない。

エ 以上によれば、本件開示請求1には形式上の不備があると認められ、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されず、開示請求の対象となる文書を特定することができなかつたことから、処分庁が本件開示請求1に形式上の不備があることを理由に原処分1を行ったことは妥当である。

（3）原処分2の妥当性について

ア 諮問庁は、原処分2の妥当性について、上記第3の2（3）のとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、以下のとおり補足して説明する。

（ア）特定刑事施設が保有する行政文書ファイルに、打合せ等記録文書のみを編てつする行政文書ファイルは存在せず、打合せ等記録文書を編てつする行政文書ファイルは、打合せの内容によって異なっており、また、大分類が「庶務」に設定されている行政文書ファイルは、多数存在する。

（イ）したがって、大分類が「庶務」に設定されている行政文書ファイルに絞って探索をすとしても、文書の探索範囲は膨大であり、特定刑事施設の事務の遂行に著しい支障が生じることから、処分庁は、本件開示請求書2には形式上の不備があると判断し、開示請求者に対して複数回、請求の趣旨が広範であることから行政文書を特定するに足りる事項を記載するよう補正を求めたものの、開示請求者から、本件対象文書2を具体的に特定し得る回答は得られなかつたことから、原処分2を行った。

イ これを検討するに、当審査会において、諮問庁から提示を受けた特定刑事施設標準文書保存期間基準表（以下「保存期間基準表」という。）を確認したところによれば、専ら打合せ等記録文書のみを編てつする行政文書ファイルは存在しないことが認められるので、打合せの内容によって編てつする行政文書ファイルを判断する旨の上記ア（ア）の諮問庁の説明を否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

ウ また、保存期間基準表によれば、大分類が「庶務」である行政文書ファイルは各部署にまたがって多数存在することが認められるので、回答書による限定を踏まえ、大分類が「庶務」である行政文書ファイルに絞って探索をすとしても、文書の探索範囲は膨大であり、特定刑事施設の事務の遂行に著しい支障が生じる旨の上記ア（イ）の諮問庁の説明を否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

エ 開示請求書に記載を求められる「行政文書を特定するに足りる事項」（法4条1項2号）の記載については、上記（2）ウのとおり解すべきところ、本件開示請求書2における本件対象文書2の記載は、回答書による限定を踏まえても、いかなる文書の開示を求めるのかを識別し得る事項が示されていないから、請求の対象となる文書の特定が不十分という形式上の不備があると認められる。そうすると、処分庁において、上記（1）において認定した求補正（上記第3の2（2））を行ったことに不適切な点は認められない。

オ 以上によれば、本件開示請求2には形式上の不備があると認められ、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されず、開示請求の対象となる文書を特定することができなかつたことから、処分庁が本件開示請求2に形式上の不備があることを理由に原処分2を行ったことは妥当である。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件対象文書1（本件開示請求書1に記載された内容）

東京矯正管区に設置されている電子計算機又は記録媒体に保存されている電磁的記録若しくはそれらの記録内容を用紙に出力印字したものであって、コーネットその他名称の如何にかかわらず、東京矯正管区特定部署の職員と特定刑事施設の職員との間で接続されている電気通信回線を利用して送受信された電子メール及びそれらの添付ファイルの全体

2 本件対象文書2（本件開示請求書2に記載された内容）

特定刑事施設作成・保有に係る電話聴取書、口頭聴取書、面談録取書その他の同施設の内部の打合せ及び外部の者との折衝、協議、問合せ又は連絡の内容及び経緯を記録した行政文書が保管されている行政文書ファイルの全体であって、特定年度分として管理されているもの

※対象行政文書の探索、特定に当たっては、特定刑事施設特定年月日付け達示第〇号「特定刑事施設文書取扱細則」10条2項所定の「当所内部の打合せ及び当所外部の者との折衝等の記録」及び11条3項所定の「別表」中の「電話聴取書」、「面談録取書」をも参照されたい。

また、対象となる「行政文書ファイル」が複数にわたる場合は、その全てを選択する。